



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)  
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県民参画基本条例（3）（県民課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例
	（4）（鳥取力創造課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（5）（危機管理政策課）・・・・・・ 19
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（6）（医療指導課）・・・・・・・・・・・・ 22
	鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（7）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 27

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県民参画基本条例の新設について

1 条例の新設理由

県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するため、県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定める。

2 条例の概要

(1) 目的	県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定めることにより、県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。
(2) 基本理念	<p>県民参画は、次の事項を基本として行われなければならない。</p> <p>ア 県民が県政運営について判断するために必要な情報を入手し、意見を表明する機会が広く与えられること。</p> <p>イ 県民の意見の多様性を尊重し、できる限り多くの意見を受け入れること。</p> <p>ウ 異なる意見を統合し、合意の形成を図る過程を大切にすること。</p> <p>エ 県民と県との協働による地域づくりを推進すること。</p>
(3) 県民の権利及び責務	県民は、県政に関する情報について知る権利を有するとともに、その役割を自覚し、県政に関する情報を県と共有するよう努めるものとする。
(4) 情報の提供	<p>ア 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。</p> <p>イ 県は、県政に関する情報を多様な媒体を活用して積極的に提供し、県民が正確かつ容易に情報を得られるよう努めなければならない。</p>
(5) 情報公開	県は、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。
(6) 県民参画の手法	<p>ア 県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。</p> <p>イ 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求める場合には、多様な意見、提言等を把握するため、県民の利便性に配慮して複数の手法を組み合わせるよう努めなければならない。</p> <p>ウ 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求めていることを県民が的確に把握できるよう、多様な媒体を活用して積極的に周知しなければならない。</p> <p>エ 県は、県民参画を推進するため、県民との協働により業務を実施するよう努めなければならない。</p>
(7) 意見等の募集	<p>ア 県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。</p> <p>イ 県は、県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するとともに、必要に応じて県民に説明する機会を設け、県民との意見の交換を行わなければならない。</p> <p>ウ 県は、県民の意見等を求めたときは、その意見等に対する考え方を公表しなければならない。</p>

(8) 意見等の提出	<p>ア 県民は、県の施策等に対する意見、提言等を県に提出することができる。</p> <p>イ 県は、意見、提言等の提出があったときは、遅滞なく、その内容及び県の対応方針等を取りまとめ、公表しなければならない。</p>
(9) 意見等への誠実な対応	<p>県は、県政に対する県民の意見等の提出があったときは、その内容を検討し、県政の運営に資すると認められるものについてはできるだけ速やかに県政に反映するよう努めなければならない。</p>
(10) 委員の公募等	<p>県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関を除く。）の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。</p>
(11) 県民投票の対象事項	<p>県民投票は、次のいずれかに該当する事項であって、県民に直接その意思を問う必要があると認められるものについて行うことができる。</p> <p>ア 県の存立の基礎的条件に関する事項</p> <p>イ 県の実施する特定の重要施策に関する事項</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p>
(12) 投票資格者	<p>県民投票の投票資格者は、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で知事及び県議会の議員の選挙権を有するものとする。</p>
(13) 県民投票の発議	<p>県民投票の実施について、次の場合に発議することができる。</p> <p>ア 市町村の選挙人名簿に登録されている者の総数の10分の1以上の3分の1未満の者の連署をもって、その代表者から知事に対し、県民投票の実施の請求があり、知事が発議する場合</p> <p>イ 県議会の議員が、県民投票の実施を発議する場合</p> <p>ウ 知事が、自ら県民投票の実施を発議する場合</p>
(14) 県民投票の実施	<p>ア 県民投票は、次のいずれかに該当する場合に実施する。</p> <p>(ア) 投票資格者の署名の数がその総数の3分の1の数（その総数が40万人を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）以上のとき。</p> <p>(イ) (13)ア、イにより県民投票が発議され、県議会の過半数が賛成したとき。</p> <p>(ウ) (13)ウにより知事が発議し、県議会の過半数の反対がなかったとき。</p> <p>イ 県議会は、県民投票の実施について審議するときは、請求の代表者、知事の意見を聴く機会を設けなければならない。</p>
(15) 選択肢等の検討	<p>ア 知事は、県民投票で選択する選択肢及び投票の判断に資する情報について、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会を設置して検討することができる。</p> <p>イ 知事は、次のいずれかに該当する場合には、必ず委員会を設置する。</p> <p>(ア) 投票資格者の3分の1以上の連署により県民投票を実施する場合。</p> <p>(イ) 県民投票の実施の発議があった場合で、県議会の求めがあったとき。</p> <p>ウ 知事は、委員会の検討の結果を尊重して選択肢を決定するものとする。</p>
(16) 投票運動	<p>ア 県民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>イ 投票運動の期間は、告示日から投票日の前日までとする。</p>
(17) 県民投票の成立要件	<p>県民投票は、投票した者の総数が当該県民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。</p>

(18) 結果の尊重	知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県議会は、県民投票の結果を尊重しなければならない。
(19) 施行期日等	施行期日は、平成25年10月1日とする県民投票に係る部分を除き、公布日とする。

## ◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資するため、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定める。

## 2 条例の概要

(1) 目的	控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。
(2) 指定手続を行う基準	<p>1 知事は、申出をした特定非営利活動法人が次の基準に適合すると認めるときは、指定手続を行うものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。</p> <p>(2) 事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 行った事業が、新たな時代の扉を開く活動、様々な活動等をつなげる活動、環境、生活等を守る活動などの活動を推進するものであること。</p> <p>イ 地縁団体、市町村又は県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。</p> <p>(3) 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。寄附者のうち少なくとも1人は、県民であること。</p> <p>イ 特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。ボランティアのうち少なくとも1人は、県民であること。</p> <p>(4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等を事務所に備え置き、閲覧させていること。</p> <p>(5) 活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。</p> <p>(6) 法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。</p> <p>(7) 申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p> <p>2 県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が1の基準に適合するものと同様であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。</p>
(3) 報告及び検査	知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務、帳簿等を検査させることができる。
(4) 勧告、命令等	1 知事は、取消事由に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、期

	<p>限を定めて、改善措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 知事は、勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。</p>
(5) 罰則	<p>指定手続の申出に関し虚偽の申出をしたとき、役員名簿の変更の届出をしなかったときなどの場合においては、控除対象特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。</p>
(6) 施行期日等	<p>1 施行期日は、公布日とする。</p> <p>2 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>3 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

◇鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

新型インフルエンザ等の危機の発生に対して迅速かつ確な対応を行うため、危機の種別に応じて設置される危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護対策本部及び新型インフルエンザ等対策本部の本部長の職務等について統一して定める。

2 条例の概要

- (1) 危機管理対策本部、災害対策本部及び国民保護対策本部等の3つに分かれていた条例を統合する。
- (2) 新型インフルエンザ等対策本部についても、本部長が事務を総括するなど他の対策本部と同様に運営することとする。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日とする(2)及びウの(ア)を除き、公布日とする。
  - イ 次の条例を廃止する。
    - (ア) 鳥取県災害対策本部条例
    - (イ) 鳥取県国民保護対策本部等に関する条例
  - ウ 次の条例について所要の改正を行う。
    - (ア) 職員の給与に関する条例
    - (イ) 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

全国的に脱法ハーブ等の薬物による健康被害が発生し、社会問題となっていることから、県内での被害の発生を未然に防止するため、薬物の濫用の防止について、施策の基本となる事項及び必要な規制を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	<p>薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</p>
(2) 定義	<p>この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>ア 大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん、トルエン等</p> <p>イ 薬事法に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を</p>

	人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）
(3) 県及び県民の責務	ア 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。 イ 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないよう努めなければならない。
(4) 県民運動等	ア 県は、県民に対する情報提供、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む県民運動を推進するものとする。 イ 知事は、県民運動を推進していくため、鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定する。
(5) 知事指定薬物の指定等	ア 知事は、知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。 イ 知事指定薬物の指定は、公示によってその効力を生ずる。
(6) 製造等の禁止	何人も、次の行為をしてはならない。ただし、アからエまでの行為については、正当な理由がある場合には、この限りでない。 ア 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。 イ 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること。 ウ 知事指定薬物の広告を行うこと。 エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（イの場合を除く。）。 オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。 カ 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
(7) 立入調査等	知事は、この条例の施行に必要な限度において、(6)の行為若しくは薬事法で禁じられる大臣指定薬物の製造、販売、広告等の行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
(8) 警告及び命令	ア 知事は、禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為を行わないよう書面により警告を発することができる。 イ 知事は、アの警告に従わない者に対し、禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 ウ 知事は、次のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、アの警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 (ア) 薬物の濫用による被害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。 (イ) 禁止行為を行った者が、過去に警告を受けたことがあるとき。
(9) 罰則	ア (8)の命令（(6)ア又はイに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 イ 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す

	<p>る。</p> <p>(ア) (6)ア又はイに違反して知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</p> <p>(イ) (8)の命令((6)ウからカまでに掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者</p> <p>ウ (7)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
(10) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成25年7月1日とする(8)、(9)及び(11)のイを除き、公布日とする。</p> <p>イ 必要な検討規定を置く。</p>
(11) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正	<p>ア 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものを有害図書類の指定対象に加える。</p> <p>イ 次の行為を青少年が行い、又は青少年に対して行われる場所を提供することを禁止し、違反者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科する。</p> <p>(ア) 麻薬、向精神薬、あへん又は覚醒剤の譲渡</p> <p>(イ) 大麻の栽培又は譲渡</p> <p>(ウ) 大臣指定薬物の製造又は販売</p> <p>(エ) 知事指定薬物の製造若しくは栽培又は販売</p>

#### ◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例

##### 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法並びに県道の移動等の円滑化のために必要な基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

##### 2 条例の概要

- (1) 道路の区分等に応じた車線の数及び幅員とすること、設計速度等に応じた曲線形及び勾配とすること、交通の状況等を考慮して歩道等を設けること等の県道の構造の技術的基準を定める。
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び経済性に配慮して規則で定める。
- (3) 高齢者、障がい者等の円滑な移動を考慮した歩道等の構造とすること等の移動等の円滑化のために必要な基準を定める。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県民参画基本条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第3号

### 鳥取県民参画基本条例

#### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 情報公開（第3条―第5条）

#### 第3章 県民参画の推進（第6条―第11条）

#### 第4章 県民投票（第12条―第27条）

#### 附則

地方分権の進展により地方自治体の権限や責任が大きくなるにつれ、地方自治体の行政運営が地域住民の判断と責任において行われるようにすることがより一層重要になっている。

本県では、これまでも情報公開を徹底し、透明性の高い県政を実現するとともに、パブリックコメント、県民の声、アンケート調査等を積極的に実施してきた。

これらの県民参画のための制度を、県民の多様な意見を取り入れられるよう引き続き発展させることで、意思形成の段階から施策の実施及び評価の段階に至るまで、県民と県が連携し、協力する関係を築くことができると考えられる。また、重要施策の決定に県民の意思を直接反映させる県民投票の制度を設けることで、県民参画の新しい扉を開くことができると考えられる。

このような認識の下、県民が主役の県政を推進するために必要な県民参画に関する基本的事項を定めるとともに、二元代表である知事と県議会による県政運営を基本としつつも、県政の特定の事項について県民に直接意思を問う必要が生じた場合に備えて県民投票制度を導入し、もって、鳥取県ならではの県民の参加と協働による民主的で公正な県政を実現するため、本条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定めることにより、県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 県民参画は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- （1） 県民が県政運営について判断するために必要な情報を入手し、意見を表明する機会が広く与えられること。
- （2） 県民の意見の多様性を尊重し、できる限り多くの意見を受け入れること。
- （3） 異なる意見を統合し、合意の形成を図る過程を大切にすること。
- （4） 県民と県との協働による地域づくりを推進すること。

#### 第2章 情報公開

##### （県民の権利及び責務）

第3条 県が保有する県政に関する情報は、県民共有の財産であり、県民は、当該情報に対して知る権利を有する。



2 県民は、その役割を自覚し、県政に関する情報を県と共有するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

2 県は、県政に関する情報を多様な媒体を活用して積極的に提供し、県民が正確かつ容易に当該情報を得られるよう努めなければならない。

(情報公開)

第5条 県は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づき、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。

### 第3章 県民参画の推進

(県民参画の手法)

第6条 県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。

2 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求める場合には、多様な意見、提言等を把握するため、県民の利便性に配慮して複数の手法を組み合わせるよう努めなければならない。

3 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求めていることを県民が的確に把握できるよう、多様な媒体を活用して積極的に周知しなければならない。

4 県は、県民参画を推進するため、鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）に基づき、県民との協働により業務を実施するよう努めなければならない。

(意見等の募集)

第7条 県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。

2 県は、前項の規定により県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するとともに、必要に応じて県民に説明する機会を設け、県民との意見の交換を行わなければならない。県民が、県からの説明を受けることを求めたときも、同様とする。

3 県は、第1項の規定により県民の意見等を求めたときは、その意見等に対する考え方を公表しなければならない。

4 県は、毎年度、当該年度において第1項の規定により県民の意見等を求める予定の事項について、その概要及び時期をあらかじめ公表するものとする。

(意見等の提出)

第8条 県民は、前条の規定による場合のほか、県の施策等に対する意見、提言等を県に提出することができる。

2 県は、前項の規定による意見、提言等の提出があったときは、遅滞なく、当該意見、提言等の内容及びこれらに対する県の対応方針等を取りまとめ、公表しなければならない。

(意見等への誠実な対応)

第9条 県は、県政に対する県民の意見等の提出があったときは、その内容を検討し、県政の運営に資すると認められるものについてはできるだけ速やかに県政に反映するよう努めなければならない。

2 県は、その意見等に対する県の考え方を当該提出者に回答するよう努めなければならない。

(委員の公募等)

第10条 県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関を除く。）の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。

2 県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関の会議は、原則として公開しなければならない。

(県民参画手法の改善等)

第11条 県は、県民参画の手法について随時必要な見直しを図り、県民が県政に参画することができる新たな手法を取り入れるよう努めなければならない。

#### 第4章 県民投票

(対象事項)

第12条 県民投票は、法令に基づき県民の投票に付することができる事項及び県の権限に属さない事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であつて、県民に直接その意思を問う必要があると認められるものについて行うことができる。

(1) 県の存立の基礎的条件に関する事項

(2) 県の実施する特定の重要施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

2 県民投票は、複数の選択肢から1つを選択する形式によることができる事項に限り、行うことができる。

(投票資格者)

第13条 県民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿登録者」という。）で、知事及び県議会の議員（以下「議員」という。）の選挙権を有するものとする。

(県民投票の発議)

第14条 選挙人名簿登録者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者（投票資格者に限る。）から知事に対し、県民投票の実施を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求（以下「投票請求」という。）を受けたときは、第16条第1項第1号の規定により県民投票を実施する場合を除き、投票請求を受けた日の翌日から起算して20日以内に、県民投票の実施を発議しなければならない。

3 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により県民投票の実施を発議することができる。

4 知事は、第2項に規定する場合のほか、自ら県民投票の実施を発議することができる。

(発議等の制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、県民投票の実施が発議された後は、当該県民投票を実施するかどうかが決定的されるまでの間、当該県民投票に付そうとする事項と実質的に同一と認められる事項について、投票請求及び県民投票の実施の発議をすることができない。県民投票を実施することが決定された後、当該県民投票の期日（以下「投票日」という。）の翌日から起算して1年を経過するまでの間についても、同様とする。

2 投票請求を行うための手続を代表者が開始した後は、投票請求が知事に対して行われるまでの間、当該投票請求に係る県民投票に付そうとする事項と実質的に同一と認められる事項について、投票請求を行うための手続を開始することができない。

(県民投票の実施)

第16条 県民投票は、次のいずれかに該当する場合に実施する。

(1) 投票請求において、選挙人名簿登録者の署名の数がその総数の3分の1の数（その総数が40万人を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）以上のとき。

(2) 第14条第2項の規定により知事が発議し、県議会で出席議員の過半数が賛成したとき。

(3) 第14条第3項の規定により議員が発議し、県議会で出席議員の過半数が賛成したとき。

(4) 第14条第4項の規定により知事が発議したとき。ただし、県議会で出席議員の過半数が反対したときを除く。

2 知事は、第14条第2項の規定による発議をするときは、その意見を付さなければならない。

3 県議会は、県民投票の実施について審議するときは、第14条第2項の規定による発議に係るものにあつては投票請求の代表者の、同条第3項の規定による発議に係るものにあつては知事の意見を聴く機会を設けなければならない。

4 知事は、投票請求を受けた県民投票を実施するかどうかが決定されたときは、速やかにその結果を投票請求の代表者に通知しなければならない。

(実施の告示)

第17条 知事は、前条第1項の規定により県民投票を実施するときは、直ちにその旨及び県民投票に付される事項（以下「投票事項」という。）を告示しなければならない。

2 投票日は、前項の告示の日の翌日から起算して60日以内の日としなければならない。ただし、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会の検討が行われるときは、その検討が終了した日の翌日から起算して30日以内の日を投票日としなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、県民投票の実施を猶予しても支障がないと認められるときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき県内で実施される選挙（議員の補欠選挙その他規則で定める選挙を除く。）の期日を投票日とすることができる。

4 知事は、投票日を定めたときは、投票日の17日前までに投票日を告示しなければならない。

(選択肢等の検討)

第18条 知事は、県民投票で選択する選択肢（以下「選択肢」という。）及び投票の判断に資する情報（以下「関連情報」という。）について検討させるため、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 知事は、次のいずれかに該当する場合には、委員会を設置するものとする。

(1) 第16条第1項第1号に該当する場合

(2) 第14条第2項から第4項までの規定による発議があった場合で、県議会の求めがあったとき。

3 委員会の委員は、県民投票を実施する都度、投票事項について学識経験を有する者その他適切と認められる者のうちから、知事が任命する。

4 委員会が選択肢及び関連情報を検討するために必要な情報及び経費については、県が提供する。

5 委員会は、選択肢及び関連情報の検討に当たっては、投票請求の代表者、知事及び県議会の意見を聴く機会を設けなければならない。

6 知事は、委員会の検討の結果を尊重して選択肢を決定するものとする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(情報の提供)

第19条 知事は、投票日の2日前までに、県民投票の趣旨及び第17条第1項の告示の内容、関連情報についての委員会の検討の結果その他県民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して投票資格者に対して提供するものとする。

2 知事は、第17条第1項の告示の日から投票日の前日までの間、県民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、インターネットの利用その他の方法により一般の縦覧に供するものとする。

3 知事は、前2項に規定する情報の提供に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

第20条 前条に定めるもののほか、知事は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他県民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

2 知事は、前項に規定する情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

(投票の促進)

第21条 知事は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

(投票運動)

第22条 県民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、第17条第4項の告示の日（以下「告示日」という。）から投票日の前日までとする。

## (投票)

第23条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

## (県民投票の成立要件)

第24条 県民投票は、投票した者の総数（以下「投票総数」という。）が当該県民投票の投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。

## (投票の結果の通知及び告示)

第25条 知事は、投票の結果が判明したときは、直ちに選択肢ごとの得票数及び投票総数を告示するとともに、投票請求をした代表者及び県議会の議長に通知しなければならない。

## (結果の尊重)

第26条 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県議会は、県民投票の結果を尊重しなければならない。

## (委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、県民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成25年10月1日から施行する。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第4号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定手続（第3条―第7条）
- 第3章 控除対象特定非営利活動法人（第8条―第16条）
- 第4章 雑則（第17条―第19条）
- 第5章 罰則（第20条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「指定手続」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めるための手続をいう。

3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法第37条の2第3項の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人が選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。

4 この条例において「判定基準寄附者」とは、各事業年度（基準日が事業年度の末日以外の日である場合にあっては、基準日を起点として遡る各年。次項及び第4条において同じ。）の寄附金（寄附者の氏名又は名称及び住所が明らかなものに限る。）の総額（寄附者が個人である場合にあっては、その者と生計を一にする者からの寄附金を加算した金額）が1,000円以上である寄附者をいう。ただし、申出をする特定非営利活動法人の役員及びその者と生計を一にする者を除く。

5 この条例において「判定基準活動者」とは、各事業年度において申出をする特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に対し無償で労力を提供した者（氏名及び住所が明らかな者に限る。）をいう。ただし、当該特定非営利活動法人の役員、社員及び職員並びにこれらの者と生計を一にする者を除く。

6 この条例において「指定取消の手続」とは、特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人でなくする条例を定めるための手続をいう。

#### 第2章 指定手続

##### （指定手続の申出）

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

- （1） 名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県内の事務所の所在地

- (2) 設立の年月日
  - (3) 事業の内容
  - (4) 事業を行う県内の地域
  - (5) 実績判定期間
  - (6) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる書類については、法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- (1) 次条第1項の規定に適合する旨を説明する書類及び第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - (3) 直近の事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）
  - (4) 役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）
  - (5) 定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。以下同じ。）
- 3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公告するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- (指定手続を行う基準)
- 第4条 知事は、申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定手続を行うものとする。
- (1) 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。
  - (2) 事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。
    - ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。
      - (ア) 新たな時代の扉を開く活動
      - (イ) 様々な活動等をつなげる活動
      - (ウ) 環境、生活等を守る活動
      - (エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動
      - (オ) 互いに支え合う活動
      - (カ) 人を育む活動
    - イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。
  - (3) 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のいずれかに該当すること。
    - ア 実績判定期間内の各事業年度における判定基準寄附者（判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者を除く。）の人数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。この場合において、各事業年度における判定基準寄附者のうち少なくとも1人は、県民であること。
    - イ 実績判定期間内の各事業年度における判定基準活動者（判定基準活動者と生計を一にする他の判定基準活動者を除く。）の人数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。この場合において、各事業年度における判定基準活動者のうち少なくとも1人は、県民であること。
  - (4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法第28条第1項及び第2項の規定により事務所に備え置き、同条第3項の規定により閲覧させていること。
  - (5) 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。
  - (6) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反す

る事実がないこと。

(7) 申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

2 県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が前項に掲げる基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。

3 基準日以前5年以内に合併した特定非営利活動法人に対する第1項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第16条第1項各号(第3号及び第6号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者

(2) 第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定取消の手続が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの

(3) 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの

(指定の通知等)

第6条 知事は、指定手続を完了したときはその旨を、指定手続を行わなかったときはその旨及びその理由を、申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

2 知事は、指定手続を完了したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地

(4) 控除対象特定非営利活動法人となった年月日

(5) 事業の内容

(6) 事業を行う県内の地域

(7) その他規則で定める事項

(有効期間及び更新)

第7条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人となった日から起算して5年を経過したときは、控除対象特定非営利活動法人でなくなるものとする。ただし、再度指定手続を行い、その期間を更新することを妨げない。

### 第3章 控除対象特定非営利活動法人

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)

第8条 控除対象特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第6条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定による届出又は同条第4項の規定による申請書の提出を知事にしたときは、この限りでない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等(年間役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名等を記載

した書面を除く。)及び定款等について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

- 4 知事は、第6条第2項第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更に係る第1項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(申出書の添付書類の備置き等)

第9条 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、控除対象特定非営利活動法人である間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿
- (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過する日の属する事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- 4 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

- 5 控除対象特定非営利活動法人は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類のうち規則で定めるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にしたときは、事業報告書等の提出は要しない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(解散の届出)

第12条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第31条第3項の規定による書面の提出又は同条第4項の規定による届出を知事にしたときは、この限りでない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第4項の規定により申請書を提出した日から1月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表



しなければならない。

(報告及び検査)

第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（次項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。ただし、知事が検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による検査で前2項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該検査をする職員が当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、前2項の規定は、当該事項に関する検査については、適用しない。

5 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第15条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行わなければならない。

4 知事は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。

(指定取消の手續を行う基準等)

第16条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手續を行わなければならない。

(1) 第5条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により控除対象特定非営利活動法人となったとき。

(3) 第7条の規定により控除対象特定非営利活動法人でなくなったとき。

(4) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。

(5) 控除対象特定非営利活動法人から辞退の申出があったとき。

(6) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。)

2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手續を行うことができる。

(1) 法第29条の規定又は第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(2) 第4条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。

- (3) 法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定又は第8条第1項若しくは第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (4) 正当な理由がないのに、第8条第2項又は第9条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
  - (5) 正当な理由がないのに、第8条第3項又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。
  - (6) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
  - (7) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
- 3 知事は、指定取消の手續を完了したときは、特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 知事は、指定取消の手續を完了したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

#### 第4章 雑則

(誤認させる行為の禁止)

第17条 控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人と誤認させるような行為を行ってはならない。

(協力依頼)

第18条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第20条 次のいずれかに該当する場合には、控除対象特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の申出書又は同条第2項各号に掲げる書類に不実の記載をしたとき。
- (2) 第8条第1項、第12条又は第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (4) 第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (5) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の前日にされた申出についても適用する。

(検討)

3 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第5号

鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 危機管理対策本部の設置等（第3条―第5条）

第3章 対策本部の運営等（第6条―第9条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、災害その他の危機に対し迅速かつ的確に対応するために設置する対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する県災害対策本部
- （2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第27条第1項に規定する県国民保護対策本部及び国民保護法第183条において準用する国民保護法第27条第1項に規定する県緊急対処事態対策本部
- （3） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項に規定する県対策本部
- （4） 次条第1項に規定する危機管理対策本部

2 この条例において「現地対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。

- （1） 災害対策基本法第23条第5項に規定する県現地対策本部
- （2） 国民保護法第28条第8項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県現地対策本部
- （3） 第4条第5項に規定する危機管理現地対策本部

第2章 危機管理対策本部の設置等

（危機管理対策本部の設置及び所掌事務）

第3条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、前条第1項第1号から第3号までに掲げる機関を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（危機管理対策本部の組織）

第4条 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。

2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 副知事
- （2） 県教育委員会の教育長
- （3） 警察本部長
- （4） 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者

3 危機管理対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。

4 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危

機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。

5 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、危機管理現地対策本部を置くことができる。

(必要な措置の要求)

第5条 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第3章 対策本部の運営等

(職務)

第6条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、対策本部の本部員(以下「本部員」という。)及び本部長が任命する職員(以下「本部職員」という。)を指揮監督する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び本部職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第7条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部の組織)

第8条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び附則第3項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(鳥取県災害対策本部条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県災害対策本部条例(昭和37年鳥取県条例第39号)

(2) 鳥取県国民保護対策本部等に関する条例(平成16年鳥取県条例第40号)

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、</p>

<p>定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）<u>において準用する場合を含む。</u>）に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正）

- 4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「一第31条」を「・第30条」に改める。
- 第31条を削る。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第6号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策（第5条—第8条）

第3章 薬物の濫用の防止のための規制（第9条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

第5章 罰則（第17条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- （1）大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- （2）覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- （3）麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- （4）あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- （5）毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- （6）薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）
- （7）前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）

（県の責務）

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第4条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（県民運動）

第5条 県は、県民に対する情報提供、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心

を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動（以下「県民運動」という。）を推進するものとする。  
（推進計画の策定）

第6条 知事は、県民運動を推進するため、鳥取県薬物濫用対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 薬物の濫用を防止するための教育、学習及び啓発活動の推進に関すること。
- (2) 薬物の濫用に対する監視、指導及び取締りに関すること。
- (3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。
- (4) その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

（推進体制の整備）

第7条 県は、県民運動その他の薬物の濫用の防止に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（国等との連携等）

第8条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

### 第3章 薬物の濫用の防止のための規制

（指定）

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

（指定の失効）

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。

3 第5章の規定は、第1項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

（製造等の禁止）

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。
- (5) 大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。
- (6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあっせんすること。

（立入調査等）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為若しくは薬事法第76条の4若し

くは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警告）

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為を行わないよう警告を発することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、禁止行為（第11条第5号に掲げる行為を除く。）を行ったときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても、前項の警告を発するものとする。

3 第1項の警告は、書面を交付して行うものとする。

（製造等の中止等の命令）

第14条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（1）薬物の濫用による被害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第1項の警告を発するいとまがないとき。

（2）第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者が、過去に前条第1項の警告を受けたことがあるとき。

（緊急時の勧告）

第15条 知事は、薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物（以下「薬物類似物」という。）の濫用により現に県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば第11条各号に掲げる行為に該当する行為を行った者に対し、当該行為を中止し、又は当該薬物類似物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物類似物に関する情報を提供するものとする。

#### 第4章 雑則

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第17条 第14条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（1）第11条の規定に違反して知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者

（2）第14条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。



第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項、第13条及び第14条並びに第5章の規定並びに次項中鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第19条の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる物を<u>青少年が使用すること</u>を<a>お</a>おり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）</u></p> <p>イ <u>薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる物を<u>青少年の身体に使用すること</u>を<a>お</a>おり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア <u>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤</u></p> <p>イ <u>トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物</u></p> <p>ウ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物</u></p> <p>2～5 略</p>
<p>(有害図書類の指定等)</p> <p>第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又</u></p>	<p>(有害図書類の指定等)</p> <p>第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p><u>は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの</u></p>	
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>第14条 知事は、前条第1項第1号から第3号まで又は第4項第1号若しくは第2号の規則を定め、又は改正しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第14条 知事は、前条第1項第1号若しくは第2号の基準又は同条第4項第1号の写真若しくは絵若しくは同項第2号の場面を規則で定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(場所の提供等の禁止)</p>	<p>(場所の提供等の禁止)</p>
<p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>	<p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 麻薬、あへん又は覚醒剤の使用又は譲渡し</p>	<p>(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用</p>
<p>(4) 大麻の使用、栽培又は譲渡し</p>	
<p>(5) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の16の規定に違反する行為</p>	
<p>(6) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>(7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第76条の4の規定に違反する行為</p>	
<p>(8) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為</p>	
<p>(9) 略</p>	<p>(5) 略</p>

(検討)

- 3 知事は、法令による薬物及び薬物類似物の規制の状況その他の社会環境の変化に応じ、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第7号**

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な基準並びに県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化法で使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 県道は、次の表に定めるところにより、道路の種類及び道路の存する地域に応じ、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の種類	道路の存する地域	
	地方部	都市部
自動車専用道路	第1種	第2種
自動車専用道路以外の道路	第3種	第4種

2 県道は、次の表に定めるところにより、道路の種類及び計画交通量に応じ、級に区分するものとする。

道路の種類	計画交通量（1日につき）			
	20,000台以上	10,000台以上 20,000台未満	4,000台以上 10,000台未満	4,000台未満
第1種	第2級	第3級		
第2種	第1級			
第3種	第2級			第3級
第4種	第1級		第2級	第3級
備考 第1種又は第3種の道路の存する地域の地形が山地部である場合のこの表の適用については、「第2級」とあるのは「第3級」と、「第3級」とあるのは「第4級」とする。				

3 前項の規定にかかわらず、道路の存する地域の地形の状況その他の特別の理由があるときは、次の表の左欄に掲げる道路の種類に応じ、同表の中欄に掲げる級に該当する県道をそれぞれ同表の右欄に掲げる級に区分することができる。

第1種	第2級	第3級
	第3級	第4級
第2種	第1級	第2級
第3種	第2級	第3級
	第3級	第4級
	第4級	第5級
第4種	第1級	第2級
	第2級	第3級
	第3級	第4級

4 前2項の規定にかかわらず、第3種又は第4種の道路であって計画交通量が1日につき500台未満のものに

については、それぞれ第5級又は第4級に区分することができる。

(構造の技術的基準)

第4条 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準（道路法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、安全かつ円滑な交通を確保することができるよう規則で定める。

(道路の区分の変更等に係る特例)

第5条 県道を市町村道とする計画がある場合において、市町村道とすることにより道路の区分が変更されることとなるときは、別表第1の規定（規則で定めるものに限る。）の適用については、当該変更後の区分を道路の区分とみなす。

2 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施工する場合その他別表第1の規定を適用することが適当でない認められるときは、規則で定めるところにより、同表の規定の一部を適用しないことができる。

(道路標識の寸法)

第6条 県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、視認性及び経済性に配慮して規則で定める。

(移動等円滑化のために必要な構造の基準)

第7条 県道の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準は、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設又は改築に着手する道路について適用する。

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	基準																																		
車線等	1 車道（副道、停車帯及び規則で定める部分を除く。）は、車線により構成すること。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。																																		
	2 道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次号において同じ。）の数は、次の表に掲げる道路で計画交通量が同表に定める設計基準交通量以下であるものにあつては2とし、それ以外の道路にあつては4以上（対向車線を設けない場合は、2以上）とすること。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第3級</td> <td>平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>平地部</td> <td>13,000台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3種</td> <td>第2級</td> <td>平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級及び第4級</td> <td>平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td></td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td></td> <td>9,000台</td> </tr> </tbody> </table>			区分	地形	設計基準交通量（1日につき）	第1種	第3級	平地部	14,000台	第4級	平地部	13,000台		山地部	9,000台	第3種	第2級	平地部	9,000台	第3級及び第4級	平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第1級		12,000台	第2級		10,000台	第3級		9,000台
	区分	地形	設計基準交通量（1日につき）																																
	第1種	第3級	平地部	14,000台																															
		第4級	平地部	13,000台																															
			山地部	9,000台																															
	第3種	第2級	平地部	9,000台																															
		第3級及び第4級	平地部	8,000台																															
			山地部	6,000台																															
第4種	第1級		12,000台																																
	第2級		10,000台																																
	第3級		9,000台																																
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗ずるものとする。																																			
3 車線の数が4以上である道路の車線の数は、次の表に定める1車線当たりの設計基準交通量に対する計画交通量の割合によって定めること。																																			

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（1日につき）
第1種	第2級	平地部	12,000台
		山地部	9,000台
	第3級及び第4級	平地部	11,000台
		山地部	8,000台
第2種	第1級		18,000台
	第2級		17,000台
第3種	第2級	平地部	9,000台
		山地部	7,000台
	第3級	平地部	8,000台
		山地部	6,000台
	第4級	山地部	5,000台
第4種	第1級		12,000台
	第2級及び第3級		10,000台
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗ずるものとする。			
4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、次の表に定める値とすること。ただし、第1種第2級、第3種第2級及び第4種第1級の道路で交通の状況により必要があるものにあつては0.25メートルを加え、第2種第1級の道路で地形の状況その他の特別の理由があるものにあつては0.25メートルを減ずることができる。			
区分		車線の幅員（メートル）	
第1種	第2級及び第3級	3.5	
	第4級	3.25	
第2種	第1級	3.5	
	第2級	3.25	
第3種	第2級	3.25	
	第3級	3	
	第4級	2.75	
第4種	第1級	3.25	
	第2級及び第3級	3	
5 第3種第5級及び第4種第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとすること。ただし、計画交通量が極めて少ない場合で、地形の状況その他の特別の理由があるときは、3メートルとすることができる。			
車線の分離等	第1種及び第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。）の車線は、往復の方向別に分離すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。		
路肩	1 道路には、車道に接続して路肩を設けること。ただし、停車帯を設ける場合は、この限りでない。		
	2 路肩の幅員は、次の表に定める値以上とすること。ただし、地形の状況その他の規則で定める理由がある場合にあつては、規則で定める幅員とすることができる。		
区分		路肩の幅員（メートル）	
第1種	第2級	2.5	
	第3級及び第4級	1.75	
第2種	第1級及び第2級	1.25	

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>第2級から第4級まで</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>第1級から第4級まで</td> <td>0.5</td> </tr> </table> <p>3 第3種第2級から第4級まで及び第4種の道路で歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けないもの及び歩行者又は自転車の安全を確保するために必要があるものにあつては、前号の規定にかかわらず、路肩の幅員を1メートル以上とすること。</p>	第3種	第2級から第4級まで	0.75	第5級	0.5	第4種	第1級から第4級まで	0.5																																							
第3種	第2級から第4級まで		0.75																																													
	第5級	0.5																																														
第4種	第1級から第4級まで	0.5																																														
歩道等	<p>1 第4種の道路及び自動車又は歩行者の交通量が多い第3種の道路には、その各側に歩道等を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 自動車及び自転車の交通量が多い道路で歩道を設けるものには、自転車道を設けることができること。</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、それ以外の道路にあつては2メートル以上とし、歩行者の交通の状況及び除雪を考慮して定めること。</p> <p>4 自転車歩行者道の幅員は、自転車又は歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、それ以外の道路にあつては3メートル以上とし、自転車及び歩行者の交通の状況並びに除雪を考慮して定めること。</p> <p>5 歩道等（縁石を除く。）の車道（路肩を含む。以下「車道等」という。）に対する高さは、第3種の道路にあつては零センチメートル、第4種の道路にあつては5センチメートル（横断歩道に接続する部分にあつては2センチメートル）を標準とすること。</p> <p>6 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とし、乗合自動車が停留しやすいう規則で定める構造とすること。</p>																																															
設計速度	<p>道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の設計速度の欄の左欄に定める値とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、同表の設計速度の欄の右欄に定める値とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">設計速度（1時間につきキロメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種</td> <td>第2級</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>80</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>80</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>60</td> <td>50又は40</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第2級</td> <td>60</td> <td>50又は40</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>60、50又は40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>50、40又は30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>40、30又は20</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4種</td> <td>第1級</td> <td>60</td> <td>50又は40</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>60、50又は40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>50、40又は30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>40、30又は20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		設計速度（1時間につきキロメートル）		第1種	第2級	100	80	第3級	80	60	第4級	60	50	第2種	第1級	80	60	第2級	60	50又は40	第3種	第2級	60	50又は40	第3級	60、50又は40	30	第4級	50、40又は30	20	第5級	40、30又は20		第4種	第1級	60	50又は40	第2級	60、50又は40	30	第3級	50、40又は30	20	第4級	40、30又は20	
区分		設計速度（1時間につきキロメートル）																																														
第1種	第2級	100	80																																													
	第3級	80	60																																													
	第4級	60	50																																													
第2種	第1級	80	60																																													
	第2級	60	50又は40																																													
第3種	第2級	60	50又は40																																													
	第3級	60、50又は40	30																																													
	第4級	50、40又は30	20																																													
	第5級	40、30又は20																																														
第4種	第1級	60	50又は40																																													
	第2級	60、50又は40	30																																													
	第3級	50、40又は30	20																																													
	第4級	40、30又は20																																														
屈曲部	<p>1 車道の屈曲部は、曲線形とすること。ただし、緩和区間及び規則で定めるところにより設けられる屈曲部については、この限りでない。</p> <p>2 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表の曲線半径の欄の左欄に定める値以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に定める値まで縮小することができる。</p>																																															

設計速度（1時間につきキロメートル）	曲線半径（メートル）	
	100	460
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

3 車道の曲線部（中央帯の側帯及び路肩を含む。）には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に定める値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付すること。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

区分	道路の存する地域		最大片勾配（パーセント）
第1種、第2種及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度がはなはだしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

4 車道の曲線部においては、設計車両及び曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）の幅員を適切に拡大すること。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

5 車道の屈曲部には、緩和区間を設けること。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

6 車道の曲線部において片勾配を付し、又は幅員を拡大する場合は、緩和区間においてすりつけをすること。

7 緩和区間の長さは、次の表に定める値（前号の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とすること。

設計速度（1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

視距等

1 視距は、次の表に定める値以上とすること。

設計速度（1時間につきキロメートル）	視距（メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40

	<table border="1"> <tr> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </table>	30	30	20	20																																						
30	30																																										
20	20																																										
	<p>2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）には、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けること。</p>																																										
縦断勾配	<p>車道の縦断勾配は、次の表の縦断勾配の欄の左欄に定める値（道路の存する地域の地形が平地部である第3種の道路にあつては、5パーセント）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に定める値以下とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計速度（1時間につき キロメートル）</th> <th colspan="2">縦断勾配（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1種、第2種及び第3種</td> <td>100</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4種</td> <td>60</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断勾配（パーセント）		第1種、第2種及び第3種	100	3	6	80	4	7	60	5	8	50	6	9	40	7	10	30	8	11	20	9	12	第4種	60	5	7	50	5	8	40	5	9	30	5	10	20	5	11
区分	設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断勾配（パーセント）																																									
第1種、第2種及び第3種	100	3	6																																								
	80	4	7																																								
	60	5	8																																								
	50	6	9																																								
	40	7	10																																								
	30	8	11																																								
	20	9	12																																								
第4種	60	5	7																																								
	50	5	8																																								
	40	5	9																																								
	30	5	10																																								
	20	5	11																																								
縦断曲線	<p>1 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けること。</p> <p>2 縦断曲線の半径は、次の表に定める値以上とすること。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路の凸型曲線にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1,000メートルまで縮小することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（1時間につき キロメートル）</th> <th>縦断曲線の曲線形</th> <th>縦断曲線の半径（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">100</td> <td>凸形曲線</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80</td> <td>凸形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60</td> <td>凸形曲線</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50</td> <td>凸形曲線</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>凹形曲線</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>凸形曲線及び凹形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>凸形曲線及び凹形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>凸形曲線及び凹形曲線</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 縦断曲線の長さは、次の表に定める値以上とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（1時間につき キロメートル）</th> <th>縦断曲線の長さ（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（メートル）	100	凸形曲線	6,500	凹形曲線	3,000	80	凸形曲線	3,000	凹形曲線	2,000	60	凸形曲線	1,400	凹形曲線	1,000	50	凸形曲線	800	凹形曲線	700	40	凸形曲線及び凹形曲線	450	30	凸形曲線及び凹形曲線	250	20	凸形曲線及び凹形曲線	100	設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断曲線の長さ（メートル）	100	85	80	70	60	50		
設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（メートル）																																									
100	凸形曲線	6,500																																									
	凹形曲線	3,000																																									
80	凸形曲線	3,000																																									
	凹形曲線	2,000																																									
60	凸形曲線	1,400																																									
	凹形曲線	1,000																																									
50	凸形曲線	800																																									
	凹形曲線	700																																									
40	凸形曲線及び凹形曲線	450																																									
30	凸形曲線及び凹形曲線	250																																									
20	凸形曲線及び凹形曲線	100																																									
設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断曲線の長さ（メートル）																																										
100	85																																										
80	70																																										
60	50																																										



	<table border="1"> <tr> <td>50</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </table>	50	40	40	35	30	25	20	20								
50	40																
40	35																
30	25																
20	20																
舗装	<p>1 車道（中央帯の側帯及び路肩を含む。次号及び横断勾配の項第1号において同じ。） 歩道、自転車歩行者道及び自転車道は、舗装すること。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 車道の舗装は、計画交通量等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるよう規則で定める構造とすること。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>																
横断勾配	<p>1 車道には、片勾配を付する場合を除き、次の表に定める値を標準として横断勾配を付すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路面の状況</th> <th>横断勾配（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装の項第2号本文に適合する道路</td> <td>1.5以上2以下</td> </tr> <tr> <td>舗装の項第2号本文に適合しない道路</td> <td>3以上5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 歩道、自転車歩行者道及び自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付すること。</p>	路面の状況	横断勾配（パーセント）	舗装の項第2号本文に適合する道路	1.5以上2以下	舗装の項第2号本文に適合しない道路	3以上5以下										
路面の状況	横断勾配（パーセント）																
舗装の項第2号本文に適合する道路	1.5以上2以下																
舗装の項第2号本文に適合しない道路	3以上5以下																
合成勾配	<p>1 合成勾配は、次の表に定める値以下とすること。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル以下の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、12.5パーセント以下とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度（1時間につきキロメートル）</th> <th>合成勾配（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前号の規定にかかわらず、積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路の合成勾配は、8パーセント以下とすること。</p>	設計速度（1時間につきキロメートル）	合成勾配（パーセント）	100	10	80	10.5	60		50	11.5	40		30		20	
設計速度（1時間につきキロメートル）	合成勾配（パーセント）																
100	10																
80	10.5																
60																	
50	11.5																
40																	
30																	
20																	
排水施設	<p>道路には、必要に応じ、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けること。</p>																
道路の交差	<p>1 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させないこと。</p> <p>2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取るとともに、適当な見通しができる構造とすること。</p> <p>3 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員を、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあつては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあつては2.75メートルまで縮小することができること。</p> <p>4 屈折車線及び変速車線の幅員は、3メートルを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2.75メートル（大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる右折車線にあつては、2.5メートル）まで縮小することができる。</p> <p>5 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをする</p>																

	<p>こと。</p> <p>6 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路が相互に交差する方式は、立体交差とすること。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>7 道路を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けること。この場合において、連結路には、車線等の項から路肩の項まで、設計速度の項、屈曲部の項（第1号及び第4号を除く。）、視距等の項から縦断曲線の項まで及び合成勾配の項の規定は、適用しない。</p> <p>8 鉄道又は新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する道路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 交差角は、45度以上とすること。</p> <p>(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所及び地形の状況その他の特別の理由がある箇所については、この限りでない。</p> <p>(3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、規則で定める値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所並びに自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。</p>
待避所	<p>第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けること。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、長さを15メートルまで縮小することができる。</p>
交通安全施設	<p>交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。</p>

別表第2（第7条関係）

区分	基準
歩道等	<p>1 道路には、歩道等を設けること。ただし、市街化の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道等に代えて車道等の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p> <p>2 歩道の有効幅員（縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は別表第1の歩道等の項第3号に規定する値以上、自転車歩行者道の有効幅員は同項第4号に規定する値以上とし、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。ただし、市街化の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>3 立体横断施設の項の規定により設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができること。</p> <p>4 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>

	<p>6 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>7 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、第4号ただし書に規定する場合及び地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>8 歩道等には、車道等又は自転車道との境界に縁石線を設けること。また、歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地の利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>9 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けること。</p> <p>10 歩道等（横断歩道に接続する部分及び縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、乗合自動車の停留所の付近その他の特別の理由がある箇所については、この限りでない。</p> <p>11 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、視覚障がい者の移動等円滑化のために2センチメートルの段差を設けるとともに、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通行しやすいようその一部について段差を設けないことを標準とすること。また、当該段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p> <p>12 車両乗入れ部のうち横断勾配が1パーセント（第4号ただし書に規定する場合及び地形の状況その他の特別の理由がある場合は、2パーセント）以下の部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートル以上とすることができる。</p>
立体横断施設	<p>1 高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）を設ける場合には、エレベーター又は傾斜路を設けること。</p> <p>2 エレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の内法の幅及び奥行きは、1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口の有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの内に、車いす使用者が乗降する際に出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(4) 出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かごの外からかごの内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(5) かごの内に手すりを設けること。</p> <p>(6) 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>(7) かごの内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(8) かごの内に、かごが到着する階及び出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) 操作盤は、車いす使用者が円滑に操作できる位置に設けること。また、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>(10) 出入口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。</p>

- 3 傾斜路は、次に定める構造とすること。
  - (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由がある場合は、1メートル以上とすることができる。
  - (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由がある場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - (3) 横断勾配は、設けないこと。
  - (4) 2段式の手すりを両側に設け、その端部の付近には、到達場所を示す点字を貼り付けること。
  - (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
  - (6) 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比を大きくすること等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
  - (7) 両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
  - (8) 傾斜路の下面の高さが2.5メートル以下の歩道等の部分には、必要に応じ、その部分への進入を防ぐために、さくその他これに類する工作物を設けること。
  - (9) 高さが75センチメートルを超える場合は、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 4 高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
  - (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
  - (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
  - (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
  - (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比を大きくすること等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
  - (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比を大きくすること等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
  - (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等又は通路には、その路面にエスカレーターへの進入の可否を表示すること。
  - (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。
- 5 立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とすること。
  - (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。
  - (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由がある場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
  - (3) 第3号(4)、(5)及び(7)の規定に適合すること。
- 6 立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。
  - (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
  - (2) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
  - (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。
  - (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - (5) 高さが3メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。

	<p>(6) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p> <p>(7) 第3号(4)、(5)、(7)及び(8)の規定に適合すること。</p>
乗合自動車の停留所	乗合自動車の停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
自動車駐車場	<p>1 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障がい者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>2 障がい者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。</p> <p>3 障がい者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>4 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障がい者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造、交通の状況その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 障がい者用停車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 当該障がい者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障がい者が安全かつ円滑に乘降できる構造とすること。</p> <p>(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>6 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は、この限りでない。</p> <p>(1) 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>7 自動車駐車場の歩行者の出入口から障がい者用駐車施設に至る通路及び当該通路と便所との間の通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>8 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び前号の通路には、屋根を設けること。</p> <p>9 自動車駐車場に設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所（男子用又は女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設け、又は高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(2) 便房又は便所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）別表第2の5の項の規定に適合すること。</p>
その他の施設等	1 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者が日常生活又は社会

生活において利用すると認められる施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるとともに、当該案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。

- 2 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロック（視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- 3 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比を大きくすること等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。
- 4 視覚障がい者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- 5 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 6 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- 7 乗合自動車の停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- 8 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。